

令和7年
1月号

広報

えきまえ

作成者
鳥栖警察署
鳥栖駅前交番
巡査 内川 愛瑠

1月10日は「110番の日」！！ ～110番通報の適切な利用～

110番通報のポイント・・・慌てず、落ち着いて、はっきりと警察官の質問に教えてください。

110番通報では、警察官が「110番警察です。事件ですか、事故ですか」と尋ね、続けて質問をします。＊警察では、通話中に発信者の位置情報が通知されるシステムを運用していますので、携帯電話からの通報時は「位置情報をON」にお願いします！！

誤発信に注意・・・携帯電話をバックやポケットに入れている際、誤って110番に繋がってしまうことがあります。誤発信がないように注意をお願いします。誤って110番した際は、慌て切るのではなく、事件や事故ではないことを伝えてください！

緊急時以外の相談・・・110番は、事件・事故の緊急ダイヤルです。

警察への相談・問い合わせは、警察相談ダイヤル＃9110又は、最寄りの警察署へ電話してください！



スマートフォン等による110番通報・・・佐賀県警では、聴覚や言語機能に障害がある方のために、スマートフォンアプリや電子メール、ファクシミリによる110番も受け付けています。詳しくは、佐賀県警察ホームページ内にある「110番通報」を確認してください。



マナーを守って正しい猟銃を！！

昨年11月15日から、狩猟期間に入りました。ハンターの皆さんは、ルールとマナーを守って正しい狩猟を行い、事故の防止に努めてください。

○ハンターの皆さんにお願い！

- ・ 狩猟期間前に射撃練習を行い、銃の取扱いに慣れていますか？
- ・ 事前に狩猟地域を確認していますか？
- ・ 実包の装てんは、発射直前に行い、不必要な時は必ず脱砲して、薬室を解放していますか？
- ・ 猟場の地形や仲間の位置などを含めた周囲の状況を把握、矢先の安全確認を行い、発射していますか？
- ・ 識別しやすい服装を着用していますか？(安全ベストの着用)

新年明けましておめでとうございます。

昨年も警察活動全般にわたり、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございました。

本年もよろしくお願いいたします。

